

令和 6 年度

昭島市文化芸術推進基本計画推進委員会

報告書

昭島市文化芸術推進基本計画推進委員会



## はじめに

平成 29 年 6 月に「文化芸術振興基本法」が大幅に改正され、「文化芸術基本法」が施行されました。また、続く平成 30 年 3 月には「文化芸術推進基本計画（第 1 期）」が閣議決定されました。そして、文化芸術を取り巻く状況の変化や第 1 期計画の成果と課題を踏まえ、第 1 期の目標を基本的に踏襲した上で、新たな重点取組と施策群を加えた「文化芸術推進基本計画（第 2 期）」が令和 5 年 3 月に閣議決定されました。

自治体においても国が策定した計画を勘案しつつ、地域の特性を踏まえた取組が求められていたことから、昭島市では平成 20 年 12 月に制定した「昭島市文化芸術振興基本条例」に基づき、文化芸術の振興施策を推進していくための「基本方針」を策定し、各種施策を展開してきました。その後、改正された「文化芸術基本法」の趣旨を踏まえて、「基本方針」を改定の後、令和 4 年 3 月に「文化芸術推進基本計画」を策定し、文化芸術の推進に向けた具体的な施策を展開してきたところです。

本計画では条例に掲げた文化芸術振興施策を推進するため、10 年の計画期間を 5 年間ごとに前期計画と後期計画に分け、後期計画については、前期計画の成果等を検証し、必要に応じ具体的な施策の検討を行うことがうたわれています。

本委員会においては、各基本施策に掲げる政策指標に対する効果検証を行うとともに、特定の専門分野で活躍する有識者をお招きし、現計画の見直しや、次期計画の策定に向けた新たな発想に繋がるような意見交換等を行ってきました。今回は、令和 4 年度及び令和 5 年度の取組に対する検証結果を踏まえ、次期計画策定に向けた足掛かりとするための報告書となります。この報告書が昭島市文化芸術推進の一助となり、今後の取組が効果的に進められることを期待しております。

令和 7 年 3 月

昭島市文化芸術推進基本計画推進委員会

委員長 新谷 尚紀

## 目次

1. 文化芸術推進基本計画の概要	5
2. 基本計画推進委員会について	6
3. 基本計画推進委員会における協議	7
4. 次期計画の策定に向けて	11
■附属資料	12
1. 昭島市文化芸術推進基本計画推進委員会要綱	13
2. 昭島市文化芸術推進基本計画推進委員会名簿	14
3. 昭島市文化芸術推進基本計画序内推進委員会要綱	15
4. 委員会開催経過	17

## 1. 昭島市文化芸術推進基本計画の概要

昭島市文化芸術推進基本計画は、昭島市の文化芸術施策における基本方針や具体的な施策を示すものであり、市民の自主的な文化芸術活動の促進や意識の高揚を目指している。計画期間は令和4年度から令和13年度までの10年間で、中間年での見直しを予定している。

計画では、昭島市の文化芸術の振興にあたり、次の視点を基調に施策を推進することとしている。

- ・市民が主役の文化芸術の振興
- ・地域の歴史や伝統を活かした文化芸術に創造
- ・文化の薫る心豊かなまちづくり
- ・多様な主体の交流の促進

また、基本方針として以下の6項目を掲げている。

- 基本方針① 市民の自主的な文化芸術活動の促進
- 基本方針② 市民の文化芸術に関する意識の高揚
- 基本方針③ 市民の文化芸術に接する機会の拡充
- 基本方針④ 文化芸術活動に係る環境の整備及び充実
- 基本方針⑤ 歴史的文化遺産と伝統的な文化芸術の保存、継承及び活用又は発展
- 基本方針⑥ 文化芸術活動を担う人材の育成

計画では、この基本方針に基づき、具体的な基本施策を取りまとめているが、新たな事態等が生じた場合には、必要に応じた施策を弾力的に展開することとしている。

## 2. 昭島市文化芸術推進基本計画推進委員会について

昭島市文化芸術推進基本計画推進委員会は、昭島市における文化芸術推進基本計画に係る施策の推進及び効果検証並びに見直しに関する事項を所掌範囲とする。委員は公共的団体の関係者や学識経験者、公募市民からなり、昭島市の文化芸術を推し進めていくうえで、どういった施策展開が望ましいのか等、中長期的な視点をもって、それぞれの立場から提言を行う。

また、これとは別に、市職員からなる昭島市文化芸術推進基本計画庁内推進委員会（以下、庁内委員会）も設置され、必要な事項について検討、調整等を行う。



### 3. 委員会における協議

---

#### 【令和 5 年度 第 1 回委員会】

文化芸術推進基本計画の概要について確認が行われた。また、令和 4 年度の実績をもとに基本施策ごとの各種事業・取組について効果検証を行うとともに、各委員からは自身の活動内容の説明や文化芸術推進に関する意見を述べてもらった。

その中では、昭島は地域がコンパクトなため文化的なアクションも出やすいのではないかという指摘や、文化芸術の知識や情報をあまり持たない人に対する普及活動を推進すべきといった意見が挙げられた。また、文化団体に関する情報発信の強化や、郷土芸能を体験できる場を提供することの必要性についても触れられた。

#### 【令和 5 年度 第 2 回委員会】

昭島市文化財保護審議会委員である白川宗昭氏が講話をを行い、その後、意見交換が実施された。白川氏は、昭島市の文化や歴史について広範な知識を持ち、地域の文化活動が如何に形成されてきたかを説明。昭島市においても歴史や地域活動に根ざした文化が存在することを強調した。

白川氏は、大正時代の地図を示し、昭島の地理的特徴と文化的背景を詳述。当時の昭島は「寒村」とも感じられるが、地域の風習を通じて豊かな文化が存在していたことを示した。また、古い伝統行事や地域の祭りも地域文化の重要な一部であると指摘し、市民が主役となる文化活動の推進が必要だと訴えた。

さらに、白川氏は文化活動を支えるための市の役割の重要性を語り、行政は文化芸術を引っ張っていくのではなく、市民が主役の文化活動を支援し、環境を整備することが求められると述べた。具体的には、地域のマイスターを紹介する制度や、文化活動を行う場として空き家や神社等を活用することが提案されたほか、多様な主体と連携して文化芸術活動を促進することの重要性が強調された。

続く意見交換では、各委員から活発な意見が寄せられ、特に白川氏が提案したマイスター制度については、複数の委員から関心が寄せられた。また、文化活動を行う上での特に重要な課題として、場所の確保の問題が指摘された。

こうした意見を踏まえ、市が各種リソースをどのように活用し、発信していくかが今後の重要な課題であることが確認された。

### 【令和5年度 庁内委員会】

昭島市の文化芸術を推し進めていくうえで、どういった施策展開が効果的か、望ましいかなど、中長期的な視点をもとに意見を募った。委員からは、中長期的視点で考えると教育が肝要であり、子どもたちへ文化芸術の機会を提供し、自分がやりたい活動を始められるような環境を創出していくことが重要であるという意見が出された。

### 【令和6年度 庁内委員会】

前回と同じテーマで意見を募ったところ、委員からは、市内公共施設で今後、大規模改修工事が行われる予定であることが指摘され、市民の活動拠点が

減少してしまうことへの影響を危惧する声が上がった。また、似通った事業内容がある点も指摘され、事業の統合について検討していく必要があるとの意見も出された。

### 【令和6年度 第1回委員会】

音楽の分野で豊富な経験と高い見識を持つ声楽家の岡部武彦氏が講話を行った。岡部氏は前回の白川氏の講話について触れ、マイスター制度を機能させるには専門家を束ねるアドバイザーも必要との意見を述べた。

また、文化芸術の推進には国際的視点が不可欠であると指摘。子どもや若者にそうした視点を持つことの大切さを知ってほしいと語り、地域に国際的な視点を持った文化芸術分野のスペシャリストを育てる仕組みがあった方がよいという意見が出された。

さらに、地域における文化活動の活性化には、子どもや若者に一流の文化に触れることのできるインパクトのある経験を提供することが重要であると述べ、一流の文化に触れることで、子どもたちが将来のリーダーとして成長する可能性がある点も指摘した。

また、ソーシャルメディアを通じた市の情報発信については、若者にアイデアを出してもらい、発信していく仕組みが必要であると述べ、その参考として国立市の例を挙げた。

委員たちの意見交換でも若者に焦点をあてた意見が多く聞かれた。若者には見るだけではなく、実際に体験してもらうことが重要であり、市にはそうした機会の創出が求められるとされ、一例として自身の体験を他者に伝えていくプ

レゼンターの仕組みを市内の芸術団体に取り入れるという案が出された。また、子どもだけでなく大人にも一流に触れられる機会を作っていく必要があるとの意見もあった。

市側からは、「ウィーン ヨハン・シュトラウス管弦楽団 ニューイヤーコンサート」及び「子ども国際交流音楽祭」といった事業が、一流に触れてもらう、実際に体験してもらう良い機会になっている例として挙げられ、引き続きこれらの催しは続けていきたいという考えが示された。

## 4. 次期計画の策定に向けて

---

昭島市文化芸術推進基本計画推進委員会での協議を踏まえ、今後の昭島市文化芸術推進基本計画においては、地域資源を活かした多様な文化芸術活動の振興を図るとともに、市民の参加意識を高めるため、自主的な文化活動を行うことができる環境の整備を推進することが重要である。

そのためには、情報発信の強化が不可欠であり、ソーシャルメディアを効果的に活用した広報活動等を通じて、より多くの若い世代を中心とした市民が文化芸術に触れる機会を提供し、文化芸術活動への参加促進を図るべきである。

また、未来を担う子どもたちが文化・芸術、地域の伝統文化に触れる機会を拡充し、創造力豊かな人間性をはぐくむとともに、地域への愛着の形成を図るよう努めるべきである。

引き続き市や民間団体、教育機関等の多様な主体による地域内外でのネットワークの強化が求められる。他市の事例も調査・研究し新たな推進体制の在り方を検討するなど、市民が協働して主体的に展開する文化芸術の未来を築いていく必要がある。

## ■附屬資料

## 1. 昭島市文化芸術推進基本計画推進委員会要綱

### (設置)

第1条 昭島市における文化芸術推進基本計画（以下「基本計画」という。）に係る施策を推進するため、昭島市文化芸術推進基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

(1) 基本計画に係る施策の推進及び効果検証並びに基本計画の見直しに関すること。

(2) その他基本計画に関し市長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員8人以内をもって組織する。

(1) 公共的団体の関係者 4人以内

(2) 学識経験のある者 2人以内

(3) 公募市民 2人以内

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、委員会の議長となる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴取することができる。

### (守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年4月20日から実施する。

## 2. 昭島市文化芸術推進基本計画推進委員会委員名簿

(敬称略)

番号	氏名	所属団体名	備考
1	新谷 尚紀	昭島市文化財保護審議会委員	委員長
2	児玉 真	一般財団法人 地域創造	副委員長
3	大澤 俊則	昭島市文化協会	
4	上野 美樹	昭島市民会館文化事業協会	
5	上岡 健人	昭島市郷土芸能協会	
6	堀井真理子	一般社団法人 昭島観光まちづくり協会	
7	本間ゆかり	一般公募市民	

### 3. 昭島市文化芸術推進基本計画庁内推進委員会要綱

#### (設置)

第1条 昭島市における文化芸術推進基本計画（以下「基本計画」という。）に係る施策を推進するため、昭島市文化芸術推進基本計画庁内推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 基本計画の推進及び効果検証並びに基本計画の見直しに関する事項
- (2) その他基本計画に関し必要な事項

#### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員もって組織する。

- 2 委員長は、企画部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、生涯学習部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 前項に規定する者のほか、公募による職員2人以内を委員に充てることができる。

#### (委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の構成員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴取することができる。

#### (専門部会)

第6条 委員会は、特に必要と認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会について必要な事項は、別に定める。

#### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

この要綱は、令和5年4月20日から実施する。

別表（第3条関係）

1	企画部市民総合交流拠点施設建設担当課長
2	学校教育部統括指導主事
3	生涯学習部アキシマエンシス管理課長
4	生涯学習部市民会館・公民館長
5	企画部広報課広報係長
6	市民部生活コミュニティ課市民活動推進係長
7	市民部産業活性課産業振興係長
8	保健福祉部障害福祉課障害福祉係長
9	保健福祉部介護福祉課高齢者支援係長
10	生涯学習部アキシマエンシス管理課文化財係長

#### 4.委員会開催経過

##### 令和5年度文化芸術推進基本計画推進委員会

委員会	開催日	内容
第1回	令和5年8月22日	<ul style="list-style-type: none"><li>・委員長、副委員長の選出</li><li>・文化芸術推進基本計画の概要について</li><li>・文化芸術推進基本計画の進捗状況について</li></ul>
第2回	令和5年12月19日	<ul style="list-style-type: none"><li>文化芸術の推進について</li><li>・講話 昭島市文化財保護審議会委員 白川宗昭氏</li><li>・意見交換</li></ul>

##### 令和6年度文化芸術推進基本計画推進委員会

委員会	開催日	内容
第1回	令和7年3月19日	<ul style="list-style-type: none"><li>文化芸術の推進について</li><li>・講話 声楽家 岡部武彦氏</li><li>・意見交換</li></ul>

##### 令和5年度文化芸術推進基本計画庁内推進委員会

委員会	開催日	内容
第1回	令和6年1月26日	文化芸術推進基本計画進捗状況について

##### 令和6年度文化芸術推進基本計画庁内推進委員会

委員会	開催日	内容
第1回	令和6年10月25日	文化芸術推進基本計画進捗状況について